

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、初等普通教育及び中等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、軽井沢風越学園という。

(位置)

第3条 本校は、長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1278番地16に置く。

(補則)

第4条 本校の管理に関して、この学則に定めのない事項は、理事長がこれを別に定める。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課程)

第5条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

前期課程（小学校段階に相当） 210名

後期課程（中学校段階に相当） 105名

計315名

2 各学年1学級とし、1学級35人を基準とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第6条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

前期課程6年

後期課程3年

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期は4月1日から翌年3月31日までの通期制とする。

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 6月22日

(4) 春季休業日 3月22日から4月6日まで

(5) 夏季休業日 7月27日から8月21日まで

(6) 冬季休業日 12月28日から1月8日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき、その他校長が必要と認めたときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、休学等

(入学資格)

第10条 本校に入学することができる者は、学齢に達した児童・生徒とする。

(転入学資格又は編入学資格)

第11条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学許可)

第13条 本校に入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

(入学手続)

第14条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の必要書類に入学料を添え、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学又は転入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第15条 他の学校から本校に転学を志望する児童・生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することができる。

2 児童・生徒が他の学校へ転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類をそえ、保護者と連名で届け出て、許可を得なければならない。

(退学)

第16条 児童・生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかに

し、必要書類をそえ、保護者と連名で届け出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第17条 第15条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、教育上支障がなく正当な理由があると認めた場合、許可することがある。

(欠席)

第18条 児童・生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、所定の書類にその事情を明らかにし、届け出なければならない。

(休学及び復学)

第19条 児童・生徒が病気その他やむを得ない事由により30日以上出席することができないものとして休学するときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類をそえ、保護者と連名で届け出て、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、休学中の児童・生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明らかにし、必要書類をそえ、保護者と連名で届け出て、許可を受けなければならない。

(出席停止)

第20条 児童・生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その児童・生徒に対して出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第21条 児童・生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第22条 児童・生徒、保護者又は保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(細則)

第23条 本章に定める事項について詳細は、必要に応じて理事長がこれを別に定める。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第24条 本校の教育課程は、別表に定めるとおり編成する。

(学習評価・課程修了の認定)

第25条 各学年の課程の修了は、児童・生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第26条 前条の規定により、児童・生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第27条 児童・生徒が、長期休学その他事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

第6章 教職員

(教職員)

第28条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

- (2) 副校長 1名以上
 - (3) 教諭 15名以上
 - (4) 司書教諭 1名
 - (5) 養護教諭 1名
 - (6) 講師 必要に応じて若干名
 - (7) 事務局長 1名
 - (8) 副事務局長 必要に応じて若干名
 - (9) 事務職員 1名以上
 - (10) 学校医 1名
 - 学校歯科医 1名
 - 学校薬剤師 1名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 副校長は、校長を助け、命を受けて前項の校長の職務を補佐する。
 - 4 事務局長は、校長を助け、命を受けて所属職員を監督し、事務をつかさどる。
 - 5 副事務局長は、事務局長を助け、命を受けて前項の事務局長の職務を補佐する。
 - 6 前第2項から第5項以外の教職員は、それぞれ校長が別に定める校務を分掌する。
 - 7 本校の各学級ごとに、専任の教諭を1人置く。

第7章 授業料、施設料、教材・活動料・入学料及びその他納付金

(授業料、施設料、教材・活動料、入学料及びその他納付金)

第29条 本校の授業料、施設料、教材・活動料、入学料及びその他納付金は、次のとおりとする。

授業料（前期課程）	年額 660,000円（月額55,000円）
授業料（後期課程）	年額 660,000円（月額55,000円）
施設料	年額 110,000円
教材・活動料	年額 30,000円

入学料	200,000円
入学検定料	20,000円

(納入及び納入の特例)

第30条 児童・生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、前条に定める授業料等を所定の方法で所定の期日までに納入しなければならない。

2 施設料および教材・活動料については、在籍期間にかかわらず、年額を納入しなければならない。

3 前条に定める授業料等については、別に定める規程等により、これを減免することができる。

(滞納)

第31条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込がないときは退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第32条 すでに納入した授業料、施設料、教材・活動料、入学料及びその他納付金は、理由のいかんを問わず返還しない。ただし、特別の事由がある場合、校長は既払授業料の全部又は一部を返還することができる。

第8章 自己評価等及び情報提供

(自己評価等)

第33条 本校は、その教育水準の向上を図り、本校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

第34条 本校は、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第9章 保証人

(保証人)

第35条 保証人は、次の各号に掲げる者（成年に達している者に限る）とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄弟その他縁故ある者
- (3) 独立の生計を営む者

2 保証人は、児童・生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校の教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第36条 保証人が転籍、転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失踪、後見又は破産等にかかるものであるときは、あらかじめ、保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

第10章 賞罰

(ほう賞)

第37条 児童・生徒がその成績、日常生活ともに優秀と判定したときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第38条 児童・生徒がこの学則、その他本校の定める諸規程を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する児童・生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他児童・生徒としての本分に反した者。

(改廃)

第39条 この学則の改廃は、規則等管理規程の定めによるものとする。

附則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 この学則は、2022年10月1日から施行する。
- 4 この学則は、2023年1月1日から施行する。
- 5 この学則は、2024年4月1日から施行する。

別表第一（第24条関係）

	国語	社会	算数 数学	理科	生活	音楽	図画工作 美術	家庭 技術家庭	体育	外国語	外国語 活動	特別な教 科である 道徳	総合的な 学習の 時間	特別 活動	合計
1年生	306		136		102	68	68		102			34		34	850
2年生	315		175		105	70	70		105			35		35	910
3年生	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
4年生	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
5年生	175	100	175	105		50	50	60	90	70		35	70	35	1015
6年生	175	105	175	105		50	50	55	90	70		35	70	35	1015
7年生	140	105	140	105		45	45	70	105	140		35	50	35	1015
8年生	140	105	105	140		35	35	70	105	140		35	70	35	1015
9年生	105	140	140	140		35	35	35	105	140		35	70	35	1015

※1～6年生の授業時数の1単位時間は45分とする。

※7～9年生の授業時数の1単位時間は50分とする。